「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定に則り，特定事業の実施に関する方針を定めたので，同条第 3 項の規定に則り，別冊のとおり公表する。

平成 20 年 7 月 17 日

ひたちなか市長　本間　源基

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター
施設整備及び運営事業

実施方針

平成 20 年 7 月

ひたちなか市

《目　　次》

第１　特定事業の選定に関する事項……1
　１．事業内容に関する事項……1
　２．特定事業の選定及び公表に関する事項……3
　３．民間事業者が実施する業務の範囲……3
第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項……5
　１．募集及び選定スケジュール（予定）……5
　２．応募者の参加資格要件……6
　３．民間事業者の審査及び選定……8
　４．応募に係る提出書類……10
　５．落札後の手続き……11
　６．著作権……11
　７．費用負担……12
第３　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項……12
　１．想定されるサービスの水準・仕様……12
　２．想定されるリスクの分担……12
　３．市による事業の実施状況の監視……12
第４　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項……13
　１．施設の立地条件……13
第５　事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項……14
　１．係争事由に係る基本的な考え方……14
　２．管轄裁判所の指定……14
第６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項……14
　１．民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合……14
　２．市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合……14
　３．いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合……14
　４．その他……15
第７　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項……15
　１．法制上及び税制上の措置に関する事項……15
　２．財政上及び金融上の措置に関する事項……15
　３．その他の支援……15
第８　その他特定事業の実施に関し必要な事項……15
　１．議会の議決……15
　２．本実施方針に関する担当部署……15
第９　参考資料－１　事業に係るリスク分担（案）……16
第１０　参考資料－２　位置図……17
第１１　参考資料－３　全体配置図……18

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業に関する実施方針

ひたちなか市と東海村（以下「市村」という。）が共同で（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンターを整備するのに当たり，代表であるひたちなか市（以下「市」という。）は，（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の規定に則り，DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施することとする。本実施方針は，PFI 法の規定に則り，特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり，本事業に対する市村の方針を定めるものである。

第１ 特定事業の選定に関する事項

１．事業内容に関する事項

（１）事業名称

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業

（２）対象となる公共施設等の種類

施設の種類	廃棄物処理施設
立地場所	ひたちなか市新光町地内 敷地面積：約 3.80ha
施設概要	市村が搬入する家庭系可燃ごみ（以下「家庭系可燃ごみ」という。），排出者及び許可業者が搬入する事業系可燃ごみ（以下「事業系可燃ごみ」という。），不燃物から選別される可燃物（以下「選別可燃物」という。家庭系可燃ごみ，事業系可燃ごみと合わせて以下「処理対象物」という。）を受け入れ，燃焼・溶融処理を行い，余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	220ｔ/日（110ｔ/日×2 炉）（24 時間連続稼動）
処理方式	ストーカ炉＋灰溶融（電気式）
供用開始	平成 24 年 8 月（予定）

（３）公共施設等の管理者等

ひたちなか市長　本間　源基

（４）事業の対象となる公共施設等の名称及び位置づけ

① 名称

（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター（以下「本施設」という。）

（５）事業目的

本事業は，市村から搬入される一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するとともに，焼

却廃熱を利用して発電等を行い，環境負荷の低減を図ることを目的とする。また，「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法：平成 19 年法律第 56 号）に配慮することとする。

（６）事業概要

本事業における施設の整備は DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施する。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し，本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに，民間事業者は，特別目的会社を設立し，20 年間の運営期間にわたって，本施設の運営業務を行うものとする（詳細は「３．民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）。

なお，市は，本施設を 30 年間にわたって使用する予定であり，民間事業者は，30 年間の使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

① 事業期間

事業期間は，次のとおりとする。

ア 設計・施工期間　：契約締結から平成 24 年 7 月末までの約 3 年 4 ヶ月間

イ 運営期間　　：平成 24 年 8 月から平成 44 年 7 月までの 20 年間

なお，本施設の運営開始日は平成 24 年 8 月とするが，市村は平成 23 年度内で可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため，民間事業者は自らの提案に基づき市と合意した場合は，早期に運営を開始することができる。

② 契約の形態

市は，民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し，もしくは請け負わせるために，本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結する。また，市は基本契約に基づき，民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と，本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。さらに，市は基本契約に基づき，民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）と，本事業に係る運営委託契約を締結する。（基本契約，建設請負契約，運営委託契約の 3 つの契約をまとめて，以下「事業契約」という。）

（７）関係法令等の遵守

民間事業者は，本事業を行うに当たって，必要とされる関係法令等を遵守すること。

（８）本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

① 入札公告	平成 20 年 9 月 5 日
② 民間事業者の決定	平成 20 年 12 月
③ 特別目的会社の設立	決定後すみやかに
④ 仮契約の締結	平成 21 年 2 月
⑤ 事業契約の締結	平成 21 年 3 月
⑥ 設計・施工期間	平成 21 年 4 月～平成 24 年 7 月
⑦ 運営期間	平成 24 年 8 月～平成 44 年 7 月

２．特定事業の選定及び公表に関する事項

以下の考え方・手順に従い，PFI 法の規定に則り本事業を特定事業として選定し，その判断の結果を評価の内容とあわせ速やかに公表する。

（１）選定方法

次の 2 点を満たす場合，本事業を特定事業として選定する。

① 民間事業者に支払う設計・施工業務の対価（以下「建設費」という。）及び運営業務の対価（以下「運営費」という。）を含め，事業期間全体における市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い，市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。

② 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い，市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

（２）選定手順

次の手順により客観的評価を行い，評価の結果は公表する。

① 定量的評価の実施
- 事業期間全体における市の費用の総額（建設費，運営費等）の評価

② 定性的評価の実施
- 民間事業者に移転されるリスクの評価
- 公共サービス等水準の評価

③ ①，②の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。

④ 評価の結果を公表する。

３．民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は，次のとおりとする。

（１）事前業務

落札者の決定後すみやかに，民間事業者は特別目的会社を設立するものとする。また，本

事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

（2）設計・施工業務

建設請負事業者は，市と締結する建設請負契約に基づき，本施設の設計・施工業務を行う。施工については，土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行う。

さらに，本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務，手続関連業務，本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

（3）運営業務

・運営事業者は，市と締結する運営委託契約に基づき，処理対象物を計量し，受け入れ，料金徴収を行い，要求水準を満足する適正な処理を行う。なお，その際に，本施設の運営業務として運転業務，維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等を行う。

・運営事業者は，集じん器，ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（以下「飛灰」という。）並びに溶融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとする。本施設外で処理する必要のある一般廃棄物等については，運営事業者が貯留設備に搬入・貯留した上で，市村が指定する場所まで運搬し，市村は運搬された当該廃棄物等を処理する。

・運営事業者は，処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い，本施設の所内での利用，或いは電気事業者への売電を行うことができる。なお，売電収入及び新エネルギー等電気相当量（以下「RPS 証書」という。）の販売に関わる収入は，運営事業者に帰属するものとする。

・運営事業者は，本施設の見学希望者等について，市と連携して適切な対応を行うこととする。

・処理に伴い発生するスラグ，メタルについて，民間事業者が全量を引き取り、可能な限り有効利用を行うこととする。

（4）業務終了時の引継業務

市は，事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。したがって，本施設の解体除去は本事業の範囲には含まないものとする。市は，事業期間終了の 5 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し，本施設のプラントの設計・施工を行う企業及び運営事業者は市の検討に協力するものとする。また，事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため，建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行うものとする。

・本施設の運転，維持管理に必要な以下の書類等の整備，提出
（図面，維持管理履歴，トラブル履歴，取扱説明書，調達方法，財務諸表）

・市ないしは市が指定する第三者への引継ぎ業務

・本施設の維持管理計画の立案，市との協議等，必要な協力の実施

・本施設の機能検査

（５）市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は，次のとおりとする。

① 用地の準備

本事業を実施するための用地は，直近の国有財産地方審議会にかけて承認される見込みである。また、同年 10 月の都市計画審議会において、本施設の用地として都市計画決定する見込みである。

② 処理対象物の搬入

市村は，分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに，処理対象物の搬入を行う。

③ 本事業のモニタリング

市は，設計・施工段階において，設計・工事監理を行う。また，運営段階において，本事業の実施状況の監視を行う。

④ 施設見学者への対応

市は，本施設の見学を希望する者について，運営事業者と連携して適切な対応を行う。

⑤ 建設費及び運営費の支払い

市は，ひたちなか市財務規則等に基づき，建設費を建設請負事業者へ，運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

⑥ その他

市は，本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は，当該行政手続等について，必要資料の作成等の協力を行うものとする。

第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

１．募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は，入札に参加する企業もしくは企業グループ（以下「応募者」という。）が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書，要求水準書，契約書案，落札者決定基準書等の資料（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており，かつ民間事業者の提案内容が，技術的観点から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として，民間事業者を選定する。なお，事業者の選定は，公平性，透明性の確保の観点から，総合評価一般競争入札により行うものとし、現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは，以下のとおりである。

① 実施方針等の公表	平成 20 年 7 月 17 日
② 実施方針等質疑の受付締切	平成 20 年 7 月 25 日
③ 実施方針等質疑への回答	平成 20 年 8 月 8 日
④ 入札公告	平成 20 年 9 月 5 日
⑤ 入札説明書等質疑の受付締切	平成 20 年 9 月 12 日
⑥ 入札説明書等質疑への回答	平成 20 年 10 月 3 日
⑦ 資格審査申請書の受付締切	平成 20 年 10 月 14 日
⑧ 資格審査の実施	平成 20 年 10 月中旬
⑨ 資格審査結果の通知	平成 20 年 10 月下旬
⑩ 技術提案書・価格提案書等の提出	平成 20 年 11 月中旬
⑪ 形式審査，非価格要素及び価格審査	平成 20 年 12 月上旬
⑫ 総合評価の実施	平成 20 年 12 月上旬
⑬ 落札者の決定，公表	平成 20 年 12 月中旬
⑭ 仮契約の締結	平成 21 年 2 月頃
⑮ 事業契約の締結	平成 21 年 3 月頃

２．応募者の参加資格要件

応募者は，以下の資格要件を全て満たすものとする。また，市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

（１）応募者の構成

① 応募者は，設計・施工業務及び運営業務等を実施する予定の単独で応募する企業（以下「応募企業」という。）又は，複数の企業で応募する企業グループ（以下「応募グループ」という。）とする。

② 応募者は，運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみの場合も可）。

③ 応募グループにあっては，構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに，当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお，本事業の入札に単独で応募する企業（以下「応募企業」という。）は，代表企業を兼ねることとする。

④ 応募者は，設計・施工業務，運営業務のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。ただし，プラントの設計・施工業務を，協力企業が担当することはできない。

⑤ 応募者は，応募にあたり，応募企業，構成員及び協力企業を明らかにするとともに，それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

⑥ 応募企業，代表企業，構成員又は協力企業の変更は認めない。但し，特段の事情があると市が認めた場合は，この限りではない。

⑦ 応募企業，構成員又は協力企業のいずれかが，他の応募企業，構成員又は協力企業となることは認めない。

⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

（２）応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は，応募企業，構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者

カ 市の指名停止措置を受けている者

キ 本事業に係るアドバイザリー業務を受託した企業，又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお，「資本面において関連がある者」とは，当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し，又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしているものをいい，「人事面において関連がある者」とは，当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお，本事業に係るアドバイザリー業務を受託した企業は次のとおりである。

・八千代エンジニヤリング株式会社

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ク （仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業者選定審査委員会の委員が所属する企業

ケ 入札公告日から落札者の選定に関する公表までの期間に，本事業について審査委員会の委員と接触を試みた者

コ 最近 1 年間の法人税，法人住民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納している者

② 本施設の設計・施工を行う企業

応募企業又は応募グループのうち，本施設の設計，施工を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の応募者又は構成員で実施する場合は，少なくとも主たる業務

を担う 1 社が以下の要件を満たすこととする。

ア 建築物の設計に係る業務を実施する企業は，建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 市の平成 19 年度建設工事等入札参加有資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。

エ 市の平成 19 年度建設工事等入札参加有資格者名簿の清掃施設工事での総合点数が 1,000 点以上であること。

オ 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設，（第１，１，（２）で指定した処理方式に限る）の納入実績（元請の実績に限るものとするが，JV の構成員として主たる業務を担当した場合も認める。）があること。

・ストーカ炉は，1 炉あたり 110t/日以上の規模を有すること。
・発電設備を有すること。
・入札公告の前日時点で延べ 1 年以上の稼動実績を有すること。
・ストーカ炉は，1 炉 90 日以上の連続運転の実績を有すること。
・灰溶融炉は，1 炉 90 日以上にわたり，計画作業日における安定運転の実績を有すること。

カ 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

③ 本施設の運転，維持管理を行う企業

応募企業，構成員又は協力企業のうち，本施設の運転，維持管理業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者に運転人員の派遣を行う企業）は，以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の応募者，構成員又は協力企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととする。

ア 市の平成 19 年度物品調達入札参加有資格者名簿の登載者であること。

イ 1 炉 110t/日以上（灰溶融炉の規模は問わない。）の規模で，発電設備を有し，入札公告の前日時点で延べ 1 年以上の稼動実績を有する施設（第１，１，（２）で指定した処理方式に限る）の運転実績を有すること。

ウ 前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

④ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は，本事業への資格審査申請書の提出時から事業契約締結時に至るまでの期間とする。

３．民間事業者の審査及び選定

以下の事業者選定基準及び選定方法に従い落札者を選定することとする。

（1）審査委員会の設置

市は，審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって，「（仮称）ひたちなか・東海クリーンセンター施設整備及び運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。審査委員会を構成する委員は，次のとおりである。

委員	植田　和男（特定非営利活動法人日本 PFI 協会理事長）
委員	立本　英機（前千葉大学教授）
委員	栗原　英隆（（社）全国都市清掃会議技術部長）
委員	安　　智範（公認会計士）
委員	松本　正宏（ひたちなか市副市長）
委員	飛田　修　（ひたちなか市市民生活部長）
委員	渡邊　政美（東海村副村長）
委員	石澤　通　（東海村経済環境部長）

なお，構成員又は協力企業が，落札者決定前までに，審査委員会の委員に対し，事業者選定に関して自己の有利になる目的のために，接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

（2）事業者選定基準

事業者選定基準は概ね以下のとおりを予定している。なお，評価項目等の詳細は入札説明書等に示すこととする。

① 価格

・本施設の建設費

・本施設の運営費等（人件費，運転経費，維持管理費，諸経費等）

② 非価格要素

ア 施設計画

・構内及び施設内配置計画・動線計画の安全性，利便性

イ プラント性能

・設備の品質及び処理技術の安全性，安定性

・設備の適応性（ごみ質，ごみ量，処理不適物）

ウ 環境・循環型社会への配慮

・地球温暖化防止，環境保全への配慮

・省資源及び省エネルギーへの配慮

エ 運営計画・事業計画

・運営計画（運転計画，維持管理計画，緊急時の対応）の適切性

・事業計画（事業の確実性，市との協調，地域との連携）の適切性

（3）事業者選定方法

以下の手順で落札者を選定するものとする。なお，落札者の選定に当たっては，審査委員

会において評価・審査し，その結果を受けて，市が落札者を選定することとする。なお，評価方法等の詳細は入札説明書等において示すこととする。

① 第一次審査：資格審査

資格審査は，応募者から提出された資格審査申請書等を基に，応募者が第２．２「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすこと及び本事業に対する基本的な考え方についての確認を行う。以上を満たすことが確認された応募者のみ，次段階の本審査に参加できることとし、資格審査結果は応募者に対して通知する。

② 第二次審査：本審査

ア 形式審査

形式審査は，第一次審査を合格した応募者から提出された技術提案書及び事業計画書について，技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること，事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとする。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査及び価格審査

形式審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として，非価格要素審査及び価格審査を実施する。非価格要素として，応募者の提案のうち，前項の選定基準に沿い審査委員会において評価を行い，点数化することとする。なお，評価に当たっては，必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については，入札説明書等に示すこととする。価格審査については，価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の点数化方法については，入札説明書等に示すこととする。

ウ 総合評価

総合評価は，非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合得点を算出し，落札者を選定する。総合評価点の算定方法等については，入札説明書等に示すこととする。

（４）審査結果の公表

市は，落札者の選定後，落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

４．応募に係る提出書類

応募者は，応募書類として，以下の書類を提出することとする。なお，各書類の詳細については，入札説明書等に示すこととする。

（1）資格審査申請時の提出書類

① 資格審査申請書
② 入札参加資格確認資料

（2）資格審査合格後の提出書類

① 技術提案書
② 非価格要素提案書
③ 事業計画書
④ 入札（価格提案）書

5．落札後の手続き

（1）特別目的会社の設立

落札者は，特別目的会社を落札者決定後すみやかに設立することとする。特別目的会社は下記の要件を満たすものとする。また，応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めない。

① 運営事業者の本店住所地をひたちなか市とすること。
② 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が，設立時から事業期間を通じて出資者中最大となること。
③ 応募グループのうち，プラントの設計・施工を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が，設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとすること。
④ 代表企業は，本施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を一定額以上維持すること。
⑤ 運営事業者の定款において，会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め，会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
⑥ 運営事業者の株主は，市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡，これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

（2）交付金申請手続きへの協力

本施設は，環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は，市が行う交付金の申請手続き等に協力すると共に，当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務，関連資料の作成を行うこととする。

（3）契約内容に関する確認

市と落札者は，事業契約締結のために契約内容に関する確認を行うものとする。

6．著作権

応募資料の著作権は，応募者に帰属することとするが，審査結果の公表において必要な場合，

市は，必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

７．費用負担

応募申込みに係る経費は，応募者の負担とする。

第３ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１．想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は，入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて，本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう，設計・施工業務及び運営業務を行うものとする。

２．想定されるリスクの分担

（１）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は，当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより,より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工業務，運営業務に伴うリスクは，原則として建設請負事業者又は運営事業者のいずれかが負担するものとするが，市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては，市がリスクを負うこととする。

（２）想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は，原則として参考資料－１　事業に係るリスク分担（案）によるものとする。なお，その詳細については，入札説明書等において示すこととする。

３．市による事業の実施状況の監視

（１）設計・施工段階

建設請負事業者は，設計・施工業務に係る図書を市へ提出し，市の承諾を受けることとする。また，設計・施工業務の進捗状況について，市に定期的に報告し，承諾を受けることとする。なお，市は，必要に応じて，建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

建設請負事業者は，本施設の設計・施工の進捗に併せて，試運転及び引渡性能試験に関する計画書を市に提出し，市は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は市の立会いのもと，性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は，建設請負事業者の負担において，法的資格を有する第三者機関が実施することとし，ダイオキシン類の分析は，国が行う精度管理指針に基づき適切に精度管理が行われ計量法に基づく認定を受けている機関が実施することとする。また，業務の監視により，設計・施工業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には，市は建設請負事業者に改善を要求し，当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

（２）運営段階

市は，運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために，運営業務の監視を行う。監視は，運営委託契約で定められた頻度，方法に従って行うものとし，必要に応じて本施設への立ち入りを行う。監視に当たっては，施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いる。また，必要に応じて，市は自らの負担で，本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。その他，市は必要に応じて周辺環境モニタリングを行い，本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

また，本施設の運営業務の監視により，本施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない，又は，運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には，市は運営事業者に改善を要求し，運営事業者は，必要な措置を講じるものとする。

（３）事業期間の終了段階

運営期間終了時には，市は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し，運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い，施設が適切な状況となっていることの確認を行う。運営事業者は，運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき，市より承諾を受けた上で，引継業務を行うものとする。

第４ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１．施設の立地条件

（１）事業用地

ひたちなか市新光町地内

（２）敷地面積及び配置

敷地面積：約 3.80ha

参考資料－２　位置図参照

（３）施設規模

220ｔ/日（110ｔ/日×2 炉）（24 時間連続稼動）

参考資料－３　全体配置図参照

（４）土地利用規制

区域区分　：　都市計画区域
地域地区　：　準工業地域
防災地区　：　指定なし
高度地区　：　指定なし
建ぺい率　：　60％以下
容 積 率　：　200%以下

（5）その他

事業用地の周辺道路，敷地状況，地質の概要，周辺概要等については，入札説明書等に示すこととする。

第５ 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１．係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約等の解釈について疑義が生じた場合，市と民間事業者は，誠意をもって協議するものとし，協議が整わない場合は，事業契約中に規定する具体的措置に従う。

２．管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については，水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第６ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には，次の措置をとることとする。

１．民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

（1）民間事業者の提供するサービスが，事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合，市は民間事業者に対して修復勧告を行い，一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に修復をすることができなかった場合，市は事業契約を解約することができる。

（2）民間事業者が倒産し，又は財務状況が著しく悪化し，その結果，事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合，市は事業契約を解約することができる。

（3）（1）又は（2）の規定により本市が事業契約を解約した場合，民間事業者は，市に生じた損害を賠償しなければならない。

２．市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

（1）事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合，民間事業者は事業契約を解約することができるものとする。

（2）（1）により民間事業者が事業契約を解約した場合，市は，民間事業者に生じた損害を賠償するものとする。

３．いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は民間事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業

の継続が困難となった場合，市及び民間事業者双方は，本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは，それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより，市及び民間事業者は，事業契約を解約することができる。

４．その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は，事業契約に定める。

第７ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１．法制上及び税制上の措置に関する事項

市は，ＰＦＩ法に規定する法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。

２．財政上及び金融上の措置に関する事項

市は，ＰＦＩ法に規定する財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。

３．その他の支援

市は，民間事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し，必要に応じて協力を行う。

第８ その他特定事業の実施に関し必要な事項

１．議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定に関して議決している。また、事業契約の締結に関しても議会の議決を経るものとする。

２．本実施方針に関する担当部署

ひたちなか市市民生活部廃棄物対策課　クリーンセンター建設推進室

〒312－8501　茨城県ひたちなか市東石川２－１０－１

電話：029-273-0111

FAX ：029-271-0851

Ｅメールアドレス：haikibut@city.hitachinaka.ibaraki.jp

ホームページ　　：http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp

第９ 参考資料－１ 事業に係るリスク分担（案）

本事業のリスク分担（案）については、下記のものを想定している。

	リスクの種類	No	リスクの内容	市	民間
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	住民反対運動リスク	(2)	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動，訴訟・要望に関するもの等		○
		(3)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動，訴訟・要望に関するもの	○	
	政治リスク	(4)	政策方針の転換、議会不承認	○	
	用地確保リスク	(5)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(6)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(7)	上記以外のもの	○	
	許認可リスク	(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない又は遅延する場合		○
		(10)	その他の事由により予定されていた補助金額が交付されない遅延する場合	○	
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	物価変動リスク	(12)	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増加	○	△
	法令変更リスク	(13)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(14)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(15)	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	△
設計段階	測量・調査	(16)	市村が実施した測量，調査に関するもの	○	
		(17)	事業者が実施した測量，調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(18)	市村の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(19)	事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(20)	市村の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(21)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(22)	市村の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(23)	事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(24)	着工後の市村の指示等に関するもの	○	
		(25)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(26)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(27)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果，契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営段階	ごみ量変動リスク	(28)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(29)	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(30)	想定ごみ質以内のごみ質変動		○
		(31)	想定ごみ質を超えるごみ質変動	○	
	副生成物の処理リスク	(32)	副生成物の処理・有効利用に関するもの		○
	要求水準不適合リスク	(33)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○
了	施設性能リスク	(34)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

凡例　○：主　△：従

第１０ 参考資料－２ 位置図

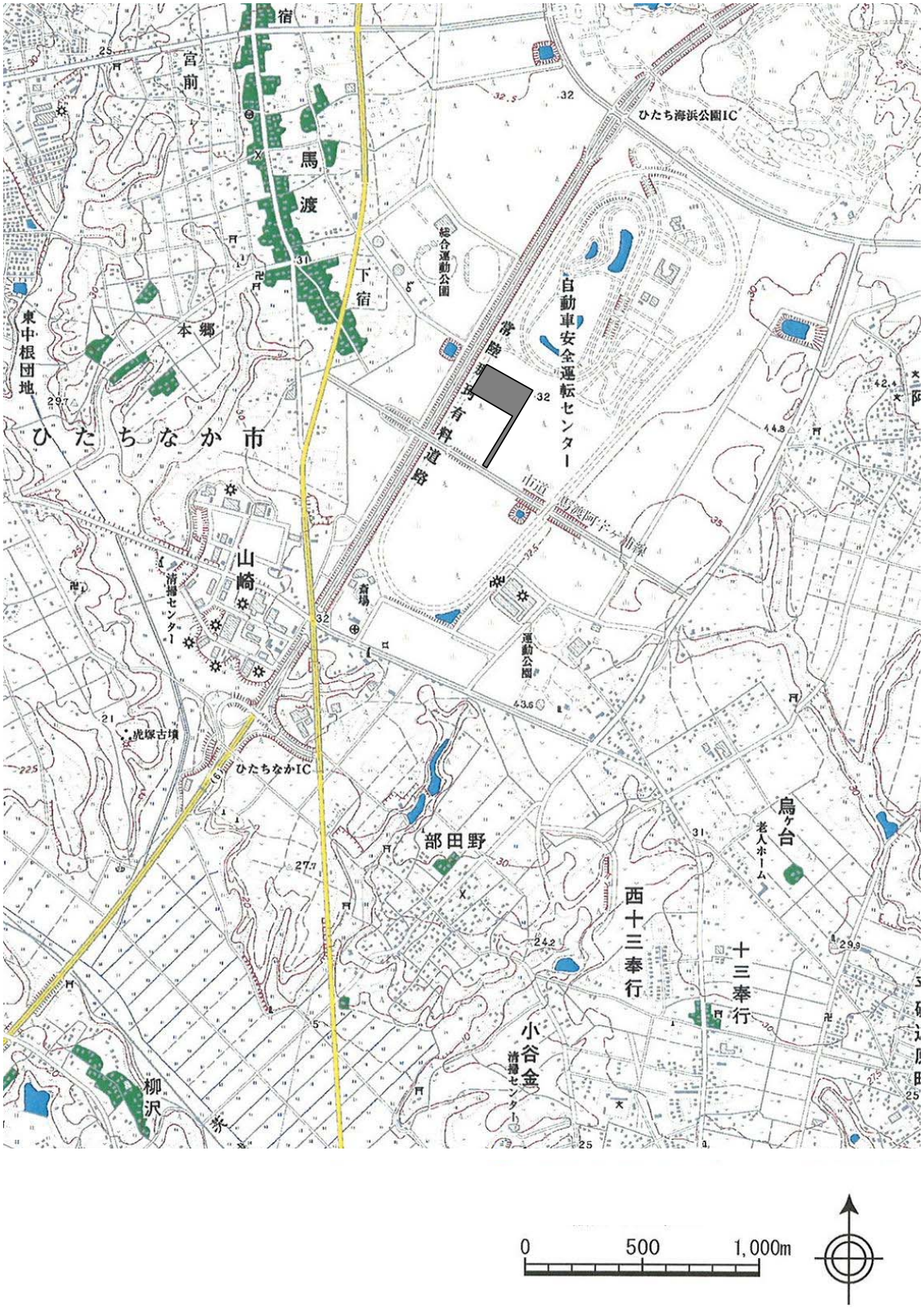

第１１ 参考資料－３ 全体配置図

（別記様式）

平成　年　月　日

実施方針等に関する質問･意見書

１．担当者

会　社　名			
所　属		氏名	
電　話		FAX	
E-mail			

２．質問，意見

No	区分	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容
例	(質問)・意見	実施方針	7	第2	2．	（2）	①	キ			応募者の資格要件	（左記は記入例です）
例	質問・(意見)	要求水準書（案）	2-11	第2部	第2章	2.1	2.1.1	(2)			車両動線計画	（左記は記入例です）
1	質問・意見											
2	質問・意見											
3	質問・意見											
4	質問・意見											
5	質問・意見											
6	質問・意見											
7	質問・意見											
8	質問・意見											

記入要領

1)「１．担当者」欄については，回答を受ける担当者の連絡先を記入すること。

2)複数の「質問」，「意見」がある場合には、「質問」，「意見」ごとに仕分けして提出すること。

3)同一の企業からの質問については，複数回にわたる提出は妨げないが，同一の担当者にてとりまとめの上，提出すること。